

新宮町公共施設予約システム利用方針

1 目的

新宮町公共施設（以下、「公共施設」という。）の利用予約方法として、株式会社オーイーシーが開発保有する公共施設予約システム“eG-Reserve”を利用し、公共施設利用者が24時間365日で個人が所有するインターネット利用可能端末から公共施設の利用予約状況の確認及び利用予約等を可能とすることを目的とする。

2 情報発信の対象者

公共施設利用者

3 情報の内容

- (1) 町内公共施設（そびあしんぐう、新宮町杜の宮運動施設、緑ヶ浜テニスコート、ふれあいの丘第1・2グラウンド、町立学校グラウンド・体育館、新宮町研修所、シーオーレ新宮、沖田中央公園）の利用状況
- (2) 公共施設利用予約及びキャンセル
- (3) 施設管理者からのお知らせ
- (4) 利用者の情報
必須項目 氏名、住所、連絡先（電話番号）
任意項目 メールアドレス、性別、勤務先（勤務先の名称、住所）

4 運営管理責任者

社会教育課長

5 共同運営者

子育て支援課長、都市整備課長

6 運営担当者

社会教育課担当職員、子育て支援課担当職員、都市整備課担当職員

7 運営窓口

そびあしんぐう窓口、新宮町杜の宮運動施設管理棟窓口、新宮ふれあいの丘公園管理棟窓口、シーオーレ新宮窓口、新宮町役場都市整備課窓口

8 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて新宮町教育委員会社会教育課及び新宮町子育て支援課並びに都市整備課が提供を受けた個人情報については、新宮町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

9 その他注意事項

予約システムの運用に不都合が生じた場合は、予告なしに運営管理責任者が運用を停止し、不都合を解消・対策を講じた上で運用を再開する。

資料

新宮町情報セキュリティポリシー

～抜粋～

8. 2. 約款による外部サービスの利用

(1) 約款による外部サービスの利用に係る規定の整備

情報セキュリティ責任者は、以下を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備しなければならない。また、当該サービスの利用において、重要性ⅠまたはⅡの情報が取り扱われないように規定しなければならない。

- ①約款によるサービスを利用して良い範囲
- ②業務により利用する約款による外部サービス
- ③利用手続及び運用手順

(2) 約款による外部サービスの利用における対策の実施

職員等は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適正な措置を講じた上で利用しなければならない。

※情報資産の分類（第2章情報セキュリティ対策基準より）

重要性分類

Ⅰ 個人情報及びセキュリティ侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報。

Ⅱ 公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報。

Ⅲ外部に公開する情報のうち、セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に微妙な影響を及ぼす情報。

Ⅳ上記以外の情報。